

## ニッケル化合物・砒素及びその化合物の作業環境測定について

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正に伴い、ニッケル化合物と砒素及びその化合物が特定化学物質の管理第 2 類物質になりました。これにより労働者の健康障害を予防するための必要な措置を講じることとともに、作業環境測定（6ヶ月以内ごとに1回）が義務付けられました（平成 22 年 4 月 1 日より適用）。

### ◎規制の対象となるのは？

今回の改正ではニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る）を重量の 1%超含有する製剤等、砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）を重量の 1%超含有する製剤等が規制の対象になりました。

### ◎ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る）

#### 1. 有害性

- ①ヒトに対する発がん性：IARC（国際がん研究機関）の評価でグループ 1
- ②感作性（アレルギー）：皮膚及び呼吸器で GHS 区分 1 相当
- ③眼への刺激性、生殖毒性、呼吸器への毒性など

#### 2. 用途

めっき、触媒、防腐剤、煤染剤、窯業顔料、金属表面処理剤、電池、試薬など

\*ニッケルカルボニル（液体）は従来どおり特定第2類物質として別に規制、また、粉状とは流体力学的粒子径 0.1 mm以下のものをいいます。

### ◎砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）

#### 1. 有害性

- ①ヒトに対する発がん性：IARC（国際がん研究機関）の評価でグループ 1
- ②皮膚腐食性、眼への刺激性、生殖毒性など

#### 2. 用途

半導体、合金添加元素、触媒、脱色剤、農薬、殺鼠剤、顔料、染料原料、木材防腐剤、漁網・皮革防腐剤、脱硫剤、散弾鉛硬化剤、医薬品原料など

\*半導体の原料であるアルシン（水素化砒素）や砒化ガリウムは労働者への暴露が低いため除外されています。

### ◎作業環境測定

工場・作業場でのサンプリングから試験まで作業環境測定士（国家資格）が行い、客観的な作業環境評価データを提供します。測定及び評価の記録は 30 年間の保存が義務付けられています。

対象物質を 1%超含有する物を製造又は取り扱う屋内作業場が対象で、それぞれの管理濃度は次のとおりです。

ニッケル化合物が 0.1 mg/m<sup>3</sup>（ニッケルとして）

砒素及びその化合物が 0.003 mg/m<sup>3</sup>（砒素として）

労働安全衛生は、企業にとってコストではなく生産性を高めるものです。従業員の安全と安心を確保することは職場の活力を生み、無事故・無災害の継続は企業価値を高めるものです。積極的に労働安全衛生に取り組んでみませんか。

作業環境のことなら、どんなことでもお気軽にお問合せください。

#### 社団法人 日本油料検定協会 総合分析センター

〒658-0044 神戸市東灘区御影塚町 1-2-15

電話 078-841-4931

Fax 078-822-0530

作業環境測定士 粟飯原 隆（あいはら たかし）

URL <http://www.nykk.or.jp/>